

会則変更新旧比較表

変更のポイント	現	新
<p>第4条（会員）</p> <p>・会員資格の明確化 ・会員資格喪失の新設</p>	<p>1、本会は、下記の者をもって会員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小倉の里正面入り口及び女街道入口道路を利用して出入りする土地・建物等の利用者、所有者、居住者ならびに開発業者、建築業者等。 ・開発業者、建築業者等は、工事期間中賛助会員とする。 	<p>1、本会は、下記の者をもって会員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小倉の里正面入り口及び女街道入口道路を利用して出入りする土地・建物等の利用者、所有者、居住者ならびに開発業者、建築業者等とし会費を納入した者を会員とする。 ・開発業者、建築業者等は、工事期間中のみ賛助会員とする。 <p>2、退会の意思表示した者、年会費を2年間滞納した者は、会員資格を喪失する。</p> <p>3、退会した場合でもすでに収めた会費は返却しない。</p>
<p>第6条（役員）</p> <p>・役員構成の変更</p>	<p>1、変更なし</p> <p>2、変更なし</p> <p>3、役員は居住者と別荘利用者で構成し、<u>別荘利用者の役員を過半数とする。</u></p>	<p>3、役員は居住者と別荘利用者で構成し、<u>各地区よりバランスよく役員を選出するよう努める。</u></p>
<p>第9条（総会）</p> <p>・議決書の明確化 ・議事録の明確化</p>	<p>1、総会は本会の最高意思決定機関であり、その議決は出席会員の過半数による。</p> <p>2、変更なし</p> <p>3、変更なし</p>	<p>1、総会は本会の最高意思決定機関であり、その議決は出席会員（<u>議決書提出を含む</u>）の過半数による。</p> <p>4、総会議事録は、会長・副会長が記名・押印し、事務局が保管する。</p>
<p>第13条 （別荘案内等）</p> <p>・消費税改定に伴う実費を下記規程に新設</p>	<p>1、変更なし</p> <p>2、変更なし</p> <p>3、別荘案内板、別荘表札板の取付を希望する会員は、所定の申込書を事務局に提出し、実費を支払う。実費は、<u>1枚3000円とする。</u></p>	<p>3、別荘案内板、別荘表札板の取付を希望する会員は、所定の申込書を事務局に提出し、実費を支払う。実費は、<u>別途小倉の里会規程で定める。</u></p>
<p>第14条 （規程の策定）</p>	<p>新 設</p>	<p>1、本会の円滑かつ効率的な運営を図るため、本会則を補完する小倉の里会規程を設ける。</p> <p>2、規程の策定および改訂は、役員会の決議による。</p>